3　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法

①　入札参加者は、「価格」及び「技術提案書」をもって入札に参加し、次のア、イの要件に該当する者のうち、下記3⑵④によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ア）入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ）評価値が標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

②　上記3⑴①において評価値の最も高い者が2者以上ある場合は、くじを引かせて落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法

①　「標準点」を100点とし「加算点」は最高36点とする。なお、「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」については、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示した標準案により入札に参加する（技術提案を行わない）場合は、「工事全般の施工計画」に関してのみ、加算点を算出し与える。

②　「加算点」の算出方法については、下記⑶の評価項目ごとに評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。

③　下記⑶②において「不適切（欠格）」の評価を受けた者については、入札の参加は認められない。

④　価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加算点」の合計を当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

⑶　評価項目　本工事における評価項目は以下のとおりとする。なお、詳細については入札説明書による。

①　「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」
・ライフサイクルコストに対する提案

②　「工事全般の施工計画」

⑷　受注者の責により、採用された「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び提案した「工事全般の施工計画」に基づく工事が実施されていないと認められる場合は、指名停止措置を行うものとする。

4　入札手続等

⑴　担当部局　〒812―8581 福岡県福岡市東区箱崎六丁目10番1号　国立大学法人九州大学施設部施設企画課工事契約係　電話番号092―642―2214（直通）

⑵　入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

①　交付期間　平成25年11月6日（水）から平成25年11月29日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで（ただし、最終日は午後3時まで。）。

②　交付場所　上記4⑴に同じ。

③　交付方法　入札説明書の交付にあたっては無料とする。ただし、入札説明書を郵送にて請求する場合は着払いにて対応する。また、図面の交付にあたっては、実費により交付する。

⑶　競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書の提出期間、提出場所及び提出方法

①　提出期間　平成25年11月6日（水）から平成25年11月29日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで（ただし、最終日は午後3時まで。）。

②　提出場所　上記4⑴に同じ。

③　提出方法　競争参加資格確認申請書は書面により提出し、さらに電子入札システムでも申請処理を行うこと。競争参加資格確認資料及び技術提案書は書面により提出すること。ただし、電子入札システムにより難い者で、紙入札を希望する場合は、上記4⑴へ持参又は郵送（郵便書留等配達の記録が残る方法に限る。）すること。なお、詳細については入札説明書による。

⑷　入札保証金の納付等及び関係書類の提出期間、提出場所及び提出方法

①　提出期間　平成25年12月17日（火）から平成26年1月20日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで（ただし最終日は正午まで）。

②　提出場所　上記4⑴に同じ。

③　提出方法　持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

⑸　入札及び開札の日時、場所及び入札書の提出方法　入札書は、平成26年1月20日（月）正午までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、総長の承諾を得た場合は、上記4⑴に持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すこと。電送による入札は認めない。

なお、持参、郵送又は託送による入札書の受領は、平成26年1月20日（月）正午（必着）とする。開札は、平成26年1月21日（火）午後2時　国立大学法人九州大学事務局第2庁舎4階資料室において行う。

5　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　入札金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、保険会社との間に総長を被保険者とする入札保証保険契約（入札金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合又は、銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）による契約保証の予約（入札金額の100分の30以上）を受け、当該証書を提出する場合は入札保証金の納付を免除する。その場合、落札者が契約を締結しないときは、違約金として、落札した金額の100分の5に相当する額を九州大学に支払わなければならない。

②　契約保証金　契約金額の100分の30以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、保険会社との間に総長を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の30以上）を締結し、その証書を提出する場合又は保険会社と工事履行保証契約（契約金額の100分の30以上）を締結し、その証書を提出する場合は契約保証金の納付を免除する。

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、技術提案書等に虚偽の記載を行った者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷　落札者の決定方法　上記3⑴①に定めるところに従い、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

⑸　本工事に係る申請書及び資料の提出にあたって、ＶＥ提案により施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案書を提出すること。ただし、ＶＥ提案が適正と認められなかった場合においては、標準案により入札に参加できる。また、標準案に基づき施工しようとする場合は、標準案によって入札に参加する旨を記載すること（詳細は入札説明書による。）。

⑹　手続における交渉の有無　無。

⑺　契約書の作成の要否　要。

⑻　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。

⑼　技術提案書のヒアリングは、必要に応じて行う。